

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

誰もが加入する公的年金制度です
国民年金のお知らせ



国民年金
について



学生納付
特例制度
について

国民年金は、基本的に日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人に加入する義務があります。

「学生納付特例」の申請をお忘れなく

学生で国民年金保険料を納めるのが困難な場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例」を申請することができます。

年度ごとの申請となりますので、昨年申請した人も継続を希望する場合は、改めて申請が必要です。新年度も同じ学校に在学する人は、送付されるはがき形式の申請書を返送するだけで継続の申請手続きができます。

申請場所 保険年金課国民年金係または日本年金機構 三島年金事務所

※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード
▶認め印（本人以外が申請するとき）▶年金手帳、国民年金保険料納付書など基礎年金番号がわかる書類▶学生証（裏表のコピー可）または在学証明書（原本のみ、コピー不可）

問日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166
問保険年金課 ☎ 983・2606

種別	加入者	保険料の負担方法
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、学生および自営業や農林漁業を営む人などとその配偶者	自身で国民健康保険料を納付
第2号被保険者	会社員や公務員などの厚生年金保険・共済組合などに加入している人	厚生年金保険や共済組合制度の保険者がまとめて負担
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者	配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合制度の保険者がまとめて負担

※退職した第2号被保険者や、第2号被保険者の扶養から外れた第3号被保険者は、第1号被保険者への変更手続きが必要

■国民年金第1号被保険者・任意加入保険者の保険料
定額保険料 月額 16,980 円
付加保険料 月額 400 円

※納付期限は翌月末日

情報

後期高齢者医療被保険者証（保険証）などの更新時期

8月1日(木)からは「緑色」の新しい被保険者証を提示してください

新しい被保険者証（保険証）の確認を

7月末までに黄色い封筒で郵送しますので、住所、氏名、生年月日、性別、負担割合など記載内容をご確認ください。8月以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい被保険者証（保険証）を提示してください。

■マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録した人は、マイナンバーカードを被保険者証として利用できます（マイナ保険証）。

■一部負担割合を更新します

医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、令和5年中の所得をもとに判定を行い、「1割」、「2割」または「3割」のいずれかに決定されます。被保険者証の記載をご確認ください。

限度額適用認定証（限度証）・
標準負担額減額認定証（減額認定証）について

医療機関で提示すると窓口負担額が自己限度額で済

む限度証または減額認定証をすでに持っている人で、令和6年度対象者には、7月末までに8月から使用する新しい限度証または減額認定証を、被保険者証とは別に郵送します。

■新規交付には、保険年金課窓口での申請が必要です
持被保険者証、マイナンバーカードなどのマイナンバーを証明する書類、印鑑

※所得区分により限度証・減額認定証の申請対象外となる場合があります

■12月2日(月)以降はご注意ください

▶マイナ保険証への移行に伴い、12月2日(月)から被保険者証や限度証、減額認定証を、転居や紛失などした場合、再発行できなくなります。

▶被保険者証などは廃止以降も被保険者証などに記載されている有効期限まで使用することが可能です。有効期限が切れる場合、マイナ保険証をお持ちの人は「資格情報のお知らせ」、お持ちでない人は、従来の被保険者証に代わる「資格確認書」を送付する予定です。
問保険年金課 ☎ 983・2710

情報

介護保険料をお知らせする決定通知を7月中旬に発送
令和6年度介護保険料と各種軽減制度について

介護保険料について

認知症や身体機能の低下などにより介護を必要と認定された人が、介護給付の範囲内で各種介護サービスを受けられる介護保険制度を支えるための大切な財源です。

65歳以上の人の介護保険料

被保険者本人の前年の収入および世帯員の当該年度住民税課税状況などに基づき、介護保険料を決定します。

■支払方法

- ▶年金額が年額 18 万円以上 特別徴収（年金天引き）
 - ▶年金額が年額 18 万円未満の人、年度途中で 65 歳に達した人、転入した人 普通徴収（納付書支払い）
- ※特別徴収・普通徴収を変更することはできません。

介護保険料の減額について

世帯の生計を主として維持する人の収入が、失業などにより著しく減少した場合や、住民税非課税世帯で、生活

保護基準額程度の収入、預貯金が 100 万円未満であるなどの要件に該当する人は介護保険課にご相談ください。

食費・居住費（滞在費）などの負担軽減制度

制度	対象	内容
介護保険施設などにおける食費・居住費（滞在費）の負担減額	住民税非課税世帯で資産などが一定の要件に該当する人	介護保険施設入所などにおける食費及び居住費の減額
社会福祉法人等利用者負担額の軽減	社会福祉法人などが提供するサービスを利用している人のうち、住民税非課税世帯で前年の年間収入額が単身世帯で150万円以下の人	利用料、食費、居住費の軽減
介護保険居宅サービスなど利用負担額の助成	居宅介護サービス利用者のうち、毎月の世帯収入が生活保護基準程度の収入の人	月ごとの利用料から3,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額

※判定に用いる収入には親族からの仕送りや遺族年金などの非課税収入も含み、資産保有にも制限があります
※判定要件に別世帯の配偶者（内縁関係含む）も住民税非課税である必要があります。

☎介護保険課 983・2607

情報

ご確認ください

8月から利用する介護保険負担割合証（うすだいい色）を送ります

8月からの介護サービス（一部総合事業を含む）利用時の利用者負担割合を示した「介護保険負担割合証（うすだいい色）」を、7月上旬に発送します。

■送付対象者

- ▶要介護（要支援）認定を受けている人
- ▶三島市総合事業の事業対象者

■利用者負担割合

前年の所得に応じて1～3割となります。負担割合の判定方法は下表のとおりです。

被保険者本人の住民税課税状況	被保険者本人の合計所得金額	同世帯内の第1号被保険者（65歳以上）の年金収入＋その他の合計所得金額	利用者負担割合
非課税者	—	—	1割
課税者	160万円未満	—	1割
	160万円以上	2人以上：346万円未満 本人のみ：280万円未満	1割
		2人以上：346万円以上 本人のみ：280万円以上	2割
	220万円以上	2人以上：463万円以上 本人のみ：340万円以上	3割

■注意事項

- ▶第2号被保険者（65歳未満）、または生活保護を受給している人は一律1割負担となります。
- ▶合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や扶養控除、医療費控除などの控除をする前の所得金額です。
- ▶土地売却などの特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額を用います。
- ▶合計所得金額に給与所得または公的年金などにかかる所得が含まれている場合は、その合計額から10万円を控除した金額を用います。

☎介護保険課 983・2607



負担割合証見本

◀色が「うすみどり →うすだいい色」に変更されます